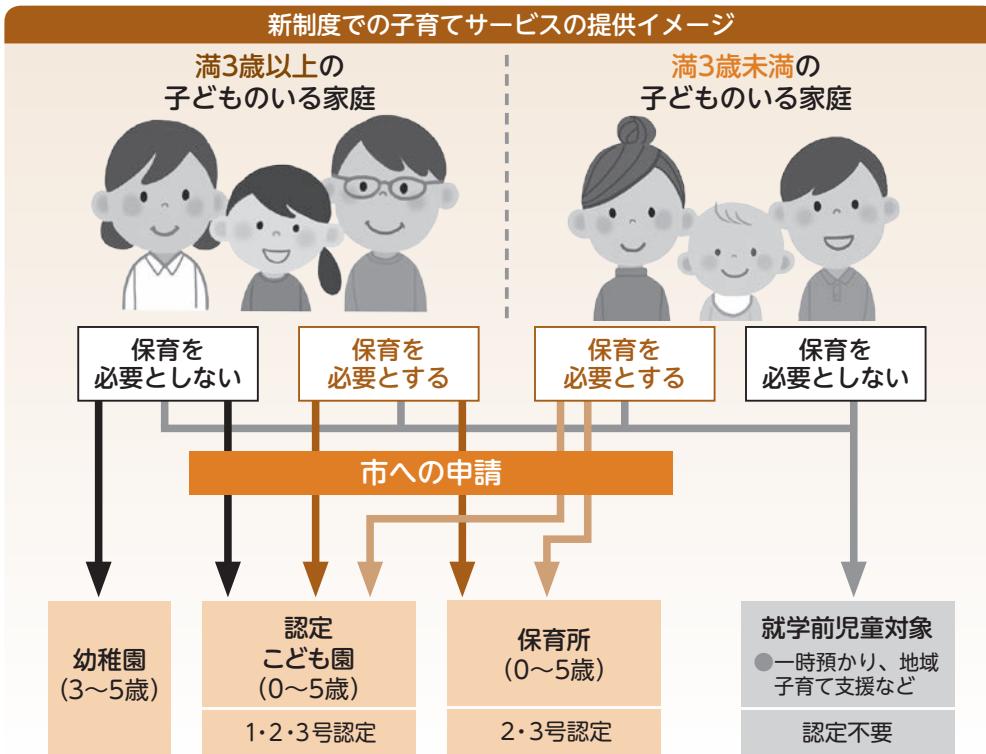


【別図】



⑨前記に類する状態として、市が認めた場合
世帯の市民税額を基に、市が決定します。認定こども園で教育を希望する場合は、保育料が

異なる場合がありますので各園に確認してください。
旭幼稚園の保育料は、園が設定します。

問い合わせ先
子育て支援課保育班
☎ 62-5313

▼ 11月から開始

保育所・認定こども園への入園受け付け

平成30年4月の新規入園を希望する子どもの、入園申請と認定申請を受け付けます。

入園できるのは

1号認定の子どもは認定こども園、2・3号認定の子どもは保育所か認定こども園に入園できます。認定こども園への入園は、市と認定こども園で協議の上、決定します。

申請書類の配布
10月16日(月)から各保育所や認定こども園、子育て支援課で配布します。

申請方法

申請書類に必要事項を記入し、提出してください。

市外の保育所への入園を希望する場合は、必ず子育て支援課に事前連絡の上、11月10日(金)までに申請してください。
平成30年5月以降の入園は
年度の途中から保育所に入園を希望する場合は、子育て支援課に、認定こども園に入園を希望する場合は、子育て支援課にてください。

【保育所受付日程表】

受付時間／午前9時～午後4時

入園を希望する保育所	受付日	受付会場
中央第一保育所		
中央第二保育所		
中央第三保育所		
池の端保育所		
サンライズベビーホーム(私立) ※3歳未満児のみ	11月7日(火)	
海上保育所		
おうめい保育園(私立)	11月8日(水)	
鶴巻保育園(私立)		
共和保育所		
干潟保育所		
まんざい保育所	11月9日(木)	総合体育馆
古城保育所		
干潟町中央保育園(私立)		
ゆたか保育所		
日の出保育所		
とみうら保育所	11月10日(金)	
いいおか保育所		
ひかり保育園(私立)		

※希望する保育所の受付日に来られない場合は、受付期間中に提出してください。

園を希望する場合は、各園にそれぞれ確認してください。

ハニカムで利用者支援

旭市子育て支援センターは、ニカムでは、認定こども園や幼稚園、保育所、一時預かりなどのさまざまな子育て支援事業の中からそれぞれの家庭に合ったサービスを紹介し、利用できるよう支援を行っています。

【認定こども園受付日程表】

入園を希望する認定こども園	受付開始日	受付会場
認定こども園 あさひこひつじ幼稚園	11月1日(水)	
認定こども園 うなかも幼稚園	受付期間や時間などは各園に問い合わせてください。	
認定こども園 いいおか幼稚園		入園を希望する認定こども園

就学前の子育て支援サービスを希望する人へ

来年4月からの教育・保育施設の利用について受け付けが始まります。
子育て支援サービスとして、認定こども園、保育所、幼稚園を
家庭の状況に合わせて利用できます。



教育・保育サービス

市内には幼稚園や保育所に加え、認定こども園があります。認定区分により、希望に合った教育や保育を利用できます。

認定こども園／幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※市内には私立の認定こども園

が3施設あります。

保育所／就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設です。

※市内には公立保育所が13施設、私立保育園が5施設あります。

幼稚園／小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行なう施設です。

※市内には私立の旭幼稚園がありります。

次の事由のいずれかに該当することが必要です。

三つの認定区分

同居の親族が保育できる場合、利用の優先度が調整されることあります。

合、市が認定する認定区分により保育所、認定こども園などが利用できます（別図）。

①就労や求職活動（パートや宅内労働、起業準備など）
②妊娠・出産
③保護者の疾病や障害
④同居または長期入院中の親族の介護や看護
⑤災害復旧
⑥就学（職業訓練校での訓練などを含む）
⑦児童虐待やDVの恐れがある
⑧育児休業中に、すでに保育所を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる

希望する子ども

2号認定／満3歳以上で保育を必要とする子ども

※旭幼稚園は認定申請が不要。

3号認定／満3歳未満で保育を必要とする子ども

※旭幼稚園は認定申請が不要。

保育サービスを利用するには

保育所などを利用する場合は、

①就労（職業訓練校での訓練などを含む）
②妊娠・出産
③保護者の疾病や障害
④同居または長期入院中の親族の介護や看護
⑤災害復旧
⑥就学（職業訓練校での訓練などを含む）
⑦児童虐待やDVの恐れがある
⑧育児休業中に、すでに保育所を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる